ASBJ

第 549 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(2)-11
日付	2025 年 6 月 19 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 548 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 548 回企業会計基準委員会（2025 年 6 月 5 日開催）において、分類及び測定（償却原価）の定めに関する検討、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の改正案、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の改正案、金融資産の減損に関する新たに開発する適用指針の文案（以下「新適用指針」という。）及び連結財務諸表と個別財務諸表における注記の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（分類及び測定（償却原価）の定めに関する検討についての意見）

全体的な意見

2. 事務局提案に同意する。

償却原価法の取入れについての意見

3. 審議事項(3)-2 第 15 項に記載された 2 つの案について、本プロジェクトの分類及び測定の見直しに関する方針を踏まえると、案 2 の方が現行の会計基準等に対する見直しの範囲が小さくなるため、事務局が提案する案 2 に賛成する。

4. 審議事項(3)-2 第 15 項の案 1 のように統一的な償却原価法を採ることが望ましいと考えるものの、案 1 を採った場合、分類及び測定への影響が大きいと考えられることから、減損に関する規定を定めるという本プロジェクトの目的に鑑み、事務局が提案する案 2 に賛成する。

5. 審議事項(3)-2 第 15 項の案 2 は複雑であることを理解しつつも、分類及び測定の原則についての議論は本プロジェクトを超えたものとなるため、過渡的な対応として、事務局が提案する案 2 に賛成する。

6. 会計基準を広範囲で変更した場合のコストが大きいことは理解するものの、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の実効金利法を取り入れる場合に、審議

事項(3)-2 第 15 項の案 2 を採ると、本来見直しの対象となるべきものが見直されず、会計基準上の不整合を敢えて許容することになると考えられるため、案 2 を採ることが長期的な観点で最善なのか疑問がある。この点、案 2 を採る場合には、会計基準上の不整合は減損プロジェクトを早期に完了させるために許容しうるものであるという説明を加えて頂きたい。

オプションの取入れについての意見

7. 個別の金融商品ごとにオプションを記載する事務局提案に賛成する。

8. 個別の金融商品ごとにオプションを記載する方が理解しやすいと考えられるため、事務局提案に賛成する。

IFRS 第 9 号の実効金利に関する定めの取入れについての意見

9. 事務局提案の方向性に賛成する。

総額引受私募債に関する検討についての意見

10. 本プロジェクトにおいては、分類及び測定については現行の枠組みを維持しつつ、必要最低限の見直しを行う方向性であると理解している。この点、総額引受私募債についても現行の日本基準の有価証券の保有目的区分の体系を存置して対応するという方向性で議論していると理解しているため、貸付金に含めて対応するという事務局提案に同意する。

11. 総額引受私募債は経済的に貸付金と近い性格を有しているため、総額引受私募債を貸付金に含めて取り扱う事務局提案に同意する。金融商品会計基準において形式によって区分して記載している中で実態を考慮した記載となるため、違和感はあるものの、過渡的な措置であればやむを得ないと考える。

12. 満期保有目的の債券の要件を変更することが難しい点を事務局の分析から理解でき、新たな有価証券の区分を設けるよりは、総額引受私募債を貸付金に含めた方がよいと考えるため、事務局提案に同意する。ただし、第 239 回金融商品専門委員会（2025 年 5 月 29 日開催）における表示に関する意見について、貸付金の金額は金融機関にとって主要な計数であり、様々な場面において用いられていることから、丁寧に対応して頂きたい。

13. 金融商品実務指針第 8 項における信託受益権についての定めと同様に、総額引受私募債を金融商品取引法に定義する有価証券には該当するものの、金融商品会計基準上の有価証券として取扱わないものとする整理ができないか検討して頂きたい。

14. 総額引受私募債を債権に含めることには同意するものの、貸付金に含めて表示した場合、貸付金の中に法的には貸付金ではないものが含まれることとなる点、及び発行体における表示と不整合が生じるという点について問題が生じることとなると考える。この点、貸付金と総額引受私募債の会計処理を同一としたうえで、これらを債権の下に並列に表示することができないか検討して頂きたい。

15. 総額引受私募債を貸付金に含めて取り扱うことは、経済的な実質が同一であることを強調する観点から、債権に関する定めにおいて記載するのがよいと考える。また、前項の貸付金と総額引受私募債を並列に表示するという提案については、経済的な実質は同一であっても形式は異なることを示すものであるため、利用者としても納得できる。

債券に関するオプションについての意見

16. 債券に関するオプション（オプション A-3）は設けないとする事務局提案に同意する。

17. オプション B-11 によって現在の実務を維持することが可能となるため、事務局提案に同意する。

18. 事務局提案に賛成する。オプション A-3 については、キャッチアップ修正を行うことが難しいという議論があったと認識している。この点、事務局提案においてはキャッチアップ修正が不要となるのか確認したい。仮にキャッチアップ修正が不要であるならば、結論の背景等で議論のプロセス等を補足して頂きたい。

（金融商品会計基準の改正案についての意見）

19. 第 26-2 項の「当座貸越契約には、これに準ずる契約を含む。」に関して、クレジットカードについて結論の背景等に記載することとなるのか確認したい。また、「これに準ずる契約を含む。」は、定義に関する記載であるため、（注 8-2）に記載した方がよいと考える。

（金融商品実務指針の改正案についての意見）

20. 第 57-2 項(2)において定義している「金利差額調整法」という名称は、その他有価証券に適用される償却原価法には合致するものの、社債の発行においては信用リスクを含んで割引発行することもあるため、負債に計上される社債に対して適用される償却原価法に対して、この名称が合致するのか疑問がある。一方、他の名称を提案することは難しいため、この名称とするのであれば、第 57-2 項(2)における金利差額調整法の定義のうち、「取得価額と債権額又は債務額との差額の性格が金利の調整と認められるとき」を削除することを検討して頂きたい。

21. 第 57-3 項における「金融資産の取得又は処分に直接起因する増分コスト」と現行の金融商品実務指針における「付随費用」との違いが、実務上問題になる可能性があると考える。この点、第 57-3 項を「付随費用」としても減損の観点では大きな影響は生じないと考えられるため、本プロジェクトにおいては、現在実務に浸透している「付随費用」を用いることができないか検討して頂きたい。

（新適用指針の文案についての意見）

22. 新適用指針の本文を単独で読んだ場合、簡素化された予想信用損失の算定方法についての定めである第 61 項及び第 62 項が、原則的な定めである第 41 項、第 45 項及び第 46 項を唐突に否定しているような印象を受ける。この点、BC80 項のような記載を本文にも加えられないか検討して頂きたい。

23. 日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」において定められている債務保証についての注記は、我が国の実務として確立しているものであり、注記の有用性の検討をせずに削除することは開示の後退となる恐れがあると考える。この点、第 84 項(2)の金融保証に関する信用リスクを生じさせる活動及びそれに関連した信用リスクに対する最大エクスポージャーの例に、保証予約及び保証類似行為の例を加えることができないか、難しい場合は結論の背景等において補足できないか検討して頂きたい。

24. BC119 項における簡素化された予想信用損失の算定方法を適用する場合の注記の内容に同意するものの、簡素化された予想信用損失の算定方法の選択は重要な判断であると考えられるため、新適用指針本文の第 74 項の辺りに記載した方がよいと考える。

（連結財務諸表と個別財務諸表における注記の取扱いについての意見）

25. 連結財務諸表において詳細に信用リスクに関する事項が注記されるため、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において注記不要としても財務諸表利用者の多くは受け入れると考える。また、規模の大きい金融グループに対する単体の情報のニーズはあり得るものの、法令に基づく開示資料等から入手できることが多いため、問題にはならないと考える。

以　上